

原発避難3訴訟

東電の賠償責任確定

最高裁 国の責任統一判断へ

東京電力福島第1原発事
故をめぐって国と東電に住
民らが損害賠償などを求め
た「生業を返せ、地域を返
せ」福島原発訴訟（生業
訴訟）、群馬訴訟、千葉訴
訟の3件の集団訴訟につい
て最高裁第2小法廷（菅野
博之裁判長）は2日付の決
定で、東電の上告を退けま
した。全国で約30ある同種

の訴訟で東電の責任が確定
するのは初めて。
3件の高裁判決が命じた
賠償額は計約14億円（原告
は約3600人）で、いず
れも賠償の目安を定めた国
の「中間指針」を上回る損害
を認定しています。3件の
原告団・弁護団は、原告ら
が被った損害の賠償として
は極めて不十分としつつ、
今回の決定が「高裁判決を
是認し法的に確定させたこ
とは重要だ」としました。

日、群馬訴訟が同22日、千
葉訴訟が同15日。国の機関
が2002年に公表した地
震予測「長期評価」の信頼
性、福島第1原発の敷地を
超える津波を予見できた
か、事故を防ぐことができ
たかなどで判断が分かれて
いました。

3件の訴訟は、20年9月
に仙台高裁で東電と国の責
任を認めた判決が出た生業
訴訟、21年1月に東京高裁
で東電のみに賠償を命じ国
の責任を否定した群馬訴
訟、同年2月に東京高裁が
国と東電の責任を認めた千
葉訴訟。

一方、3件の訴訟で判断
が分かれていた国の責任の
有無について最高裁は、そ
れぞれ双方の意見を聞く弁
論を4月に開くと決め、そ
れを踏まえて統一判断が示
される見通しです。

3件の訴訟は、20年9月
に仙台高裁で東電と国の責
任を認めた判決が出た生業
訴訟、21年1月に東京高裁
で東電のみに賠償を命じ国
の責任を否定した群馬訴
訟、同年2月に東京高裁が
国と東電の責任を認めた千
葉訴訟。

東電の責任 国の責任

	東電の責任	国の責任
福島訴訟	福島地裁	○
	仙台高裁	○
前橋訴訟	前橋地裁	○
	東京高裁	×
千葉訴訟	千葉地裁	×
	東京高裁	○

原発避難者3訴訟の
一、二番の判断